

社会福祉法人向日市社会福祉協議会 ご近所福祉推進連絡会設置要綱

(目的)

第1条 この連絡会は、向日市社会福祉協議会（以下「本会」という。）がご近所福祉を推進するにあたり、身近なご近所での見守りや支えあい活動を推進する町内会等との連携、情報交換を行うことを目的に設置する。

(構成)

第2条 別紙1により登録申請を受付けたご近所福祉を推進する団体をもって、この連絡会を構成する。

(所管事項)

第3条 この連絡会の所管は、次のとおりとする。

- (1) ご近所福祉推進にあたる本会の事業に関すること
- (2) ご近所福祉アクションプランに関すること
- (3) ご近所福祉キックオフ助成に関すること ※詳細は助成要項に定める。
- (4) 町内会等のご近所福祉活動の情報交換に関すること
- (5) その他、ご近所福祉推進に関すること

(登録要件)

第4条 第2条にあるご近所福祉を推進する団体登録の要件は次のとおりとし、別紙1にて本会が登録を受付ける。

- (1) 町内会等（自治会、マンション等の管理組合の名称を含む）
- (2) 町内会の有志で構成する団体
- (3) 町内会未組織地域の有志が構成する団体
- (4) その他本会が認める団体

2 登録期間は1年とし、登録抹消の申出がない限り自動更新する。

(会議)

第5条 この連絡会の会議は、必要に応じて本会会長が登録団体に案内して招集する。

2 この連絡会の司会進行は本会が行う。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から実施する。

ご近所福祉推進団体
登録申請書

町内会名 (もしくは団体名)			
ふりがな 会長(代表者)氏名			
会長(代表者)住所 電話番号	向日市	町	自宅・携帯 — —
登録内容 いずれかに「○」をする	1	町内会がご近所福祉を 推進 する団体として登録する。	
	2	町内会の有志 がご近所福祉活動団体(クラブ)として登録する。	
	3	町内会未組織地域の有志 がご近所福祉活動団体(クラブ)として登録する。	
	4	その他	
登録内容で、下記に賛同者の連絡先を2名以上記入ください。			
ふりがな 氏名	住 所	電話番号	備 考
	町		
	町		
	町		
連絡事項(活動内容等)			